



貨物利用運送業の登録

倉庫業を営むにあたり、社外の輸送業者が行う運送を利用することから、必要事項を記載した登録申請書を提出し、中国運輸局長より登録通知書を受領した。



中国自貨第70号

登録通知書

中国通信資材株式会社

代表取締役 森 純 男 殿

令和元年7月16日付けで申請のあった自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業の経営は、貨物利用運送事業法第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録したので、同法同条第2項の規定に基づき通知する。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1. 利用運送機関の種類 | 貨物自動車運送 |
| 2. 利用運送の区域又は区間 | 一般事業
全国（北海道、沖縄を除く）
宅配便事業
仕立地帯：広島県
仕向地帯：全国（北海道、沖縄を除く） |
| 3. 業務の範囲 | 一般事業・宅配便事業 |

令和元年8月5日

中国運輸局長 土肥 豊

